

改正の概要（平成 24 年 2 月 1 日適用）

関税率表解説

HS 番号	品 目	概 要
第 2403.11 号	水パイプたばこ	第 2403.11 号の水パイプたばことして分類される物品、分類されない物品を明確化。

分類例規第 1 部(国際分類例規)

HS 番号	品 目	概 要
第 2106.90 号	調製食料品	砂糖 92%、果実粉末 6% 等からなり、お湯に溶かして飲料として供する物品につき、その他の調製食料品として第 2106.90 号に分類。
第 3824.90 号	電子たばこ用カートリッジ	プロピレングリコール等を含有する溶液を浸み込ませた吸収剤、プラスチック製マウスピース及びプラスチック製の管からなる電子たばこ用のカートリッジにつき、化学調製品として第 3824.90 号に分類。
第 8537.10 号	自動車のステアリングに取り付けられる 2 つの多段階電気開閉装置の組立品	自動車のステアリングコラムに取り付けられる、外部照明、ワイドスクリーンワイパー等の動作を制御するための電気開閉装置を有する組立品につき、電気制御用の物品として第 8537.10 号に分類。